

犬や猫の飼い主をはじめとした皆様へ

犬の登録と毎年一回の狂犬病予防接種をしましょう

犬の飼い主には、自治体への犬の登録と毎年一回の狂犬病予防接種が、狂犬病予防法により義務付けられています。
詳細は[こちら](#)のページをご覧ください。



犬や猫の避妊や去勢手術を行いましょう・終生飼養に努めましょう

法令により、飼い犬や飼い猫を適正に飼養することが、飼い主の責務とされています。
飼い犬や飼い猫がその命を終えるまで、適正に飼養しましょう（終生飼養）。
やむを得ず飼養することができなくなった場合は、責任を持って新たな飼い主を探し、譲渡するように努めましょう。
また、飼い犬や飼い猫がみだりに繁殖して、適正な飼養ができなくなるおそれがあるときは、避妊去勢手術を行い、繁殖の防止に努めましょう。



身元証明で愛犬・愛猫の迷子をなくしましょう

迷子をなくするため、犬には鑑札、狂犬病予防注射済票を必ずつけてください。また、マイクロチップを装着している犬・猫については、[犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト](#)において、飼い主の登録等が必要となります。マイクロチップ装着・登録制度については[こちら](#)をご覧ください。
また、飼い犬、飼い猫がいなくなった場合は、市環境衛生課（029-826-1111）、茨城県動物指導センター（0296-72-1200）、土浦警察署（029-821-0110）までご連絡ください。

散歩のときのマナーを守りましょう

リードなどで繋いで、道路に飛び出したり、人に迷惑をかけたりしないようにしましょう。
ふんの処理用具を携帯し、飼い主が責任をもって処理しましょう。
ペットボトル等に水を入れて携帯し、排尿の跡を水で洗い流しましょう。

猫は屋内で飼いましょう

屋外は、事故や病気など猫にとって危険がいっぱいです。また、ふん尿や、花壇、車などへのいたずらで近隣に迷惑をかけてしまい、近隣とのトラブルに発展することもあります。
このような危険やトラブルを避けるためにも、猫は屋内で飼いましょう。

野良猫への餌やりはやめましょう

野良猫への餌やりによるふん尿被害や、花壇を荒らされる、車やバイク、建物などに傷をつけられるなどの被害が発生し困っているといった苦情や相談が増えています。
かわいそうだからといって野良猫に無責任に餌やりだけを行うことは、野良猫を増やすことや、近隣でのふん尿、鳴き声、いたずら被害などによる近隣とのトラブルにつながります。また、食べ残しの餌に集まったほかの野生動物が繁殖、増殖することや、周辺環境の悪化などの恐れもあります。



地域猫活動推進事業・TNR事業について

地域猫活動推進事業

茨城県では、地域住民と飼い主のいない猫（野良猫）との共生をめざし、不妊去勢手術や新しい飼い主探しをしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とした「地域猫活動」を支援する、地域猫活動推進事業を行っています。詳細については[こちら](#)をご覧ください。
※令和5年度の受付は終了しております

TNR事業

土浦市では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。
「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。
公益財団法人どうぶつ基金については[こちら](#)をご覧ください。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

法令により、愛護動物を虐待したり捨て（遺棄する）ことは犯罪と定められています。違反すると、懲役や罰金に処せられます。
飼い主は、飼っている動物がその命を終えるまで、適正に飼養しましょう。やむを得ず飼養することができなくなった場合は、責任を持って新たな飼い主を探し、譲渡するように努めましょう。

愛護動物を殺傷した場合…5年以下の懲役または500万円以下の罰金
愛護動物を遺棄・虐待した場合…1年以下の懲役または100万円以下の罰金

動物の遺棄・虐待禁止に関する詳細は[こちら](#)をご覧ください。



[動物遺棄虐待](#)

PDF形式／904.27KB

[環境省 無責任に餌をあげるのはやめましょう](#)

PDF形式／2.96MB

[環境省 不妊去勢手術をして飼いましょう](#)

PDF形式／1.95MB

[環境省 飼い主七か条](#)

PDF形式／1.94MB



PDFファイルをご覧いただくには[Adobe Acrobat Reader](#)が必要です。
お持ちでない方は、左のボタンをクリックして[Adobe Acrobat Reader](#)をダウンロード(無料)してください。

このページに関するお問い合わせは [環境衛生課 衛生管理係](#) です。

[土浦市役所（本庁舎 2階）](#) 〒300-8686 [茨城県土浦市大和町9番1号](#)
電話番号：029-826-1111（代） 内線2461・2407

[メールでのお問い合わせはこちら](#)